



山形県公報

令和7年11月14日（金）
第656号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                         |             |       |
|-------------------------|-------------|-------|
| ○山形県水資源保全地域の指定の予定       | （環境企画課）     | …1117 |
| ○公共測量の実施の通知             | （農村計画課）     | … 同   |
| ○公共測量の終了の通知             | （ 同 ）       | …1118 |
| ○農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知 | （森林ノミクス推進課） | … 同   |
| ○同                      | （ 同 ）       | … 同   |
| ○同                      | （ 同 ）       | …1119 |
| ○農林水産大臣の指定に係る解除予定保安林の通知 | （ 同 ）       | … 同   |
| ○森林法に基づく通知に代わる告示        | （ 同 ）       | … 同   |

### 公 告

|                       |         |       |
|-----------------------|---------|-------|
| ○特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告 | （病院事業局） | …1120 |
|-----------------------|---------|-------|

## 告 示

### 山形県告示第789号

山形県水資源保全条例（平成25年3月県条例第14号）第9条第1項の規定により、水資源保全地域を次のとおり指定する予定であるので、関係図書を、環境エネルギー部環境企画課及び各総合支庁保健福祉環境部環境課並びに山形市農林部森林整備課において縦覧に供する。

なお、当該水資源保全地域の住民及び利害関係人は、この告示に係る指定について、令和7年11月28日までに知事に意見書を提出することができる。

令和7年11月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 名 称 山形市水資源保全地域
- 2 区 域 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定によりたてた地域森林計画で定める山形市の森林の区域

### 山形県告示第790号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和7年11月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
飽海郡遊佐町白井新田地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和7年10月1日から令和8年3月19日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（2級基準点測量）

**山形県告示第791号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和 7 年11月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
酒田市袖浦地内及び坂野辺新田地内
- 2 公共測量を実施した期間  
令和 5 年10月24日から令和 6 年 3 月19日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第792号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 7 年11月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
西村山郡西川町大字大井沢字仁川3217から3220まで、3222、3285、3285－1 から3285－5 まで、3342
- 2 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
イ 主伐に係る伐採種は、定めない。  
ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び西川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第793号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 7 年11月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
西置賜郡白鷹町大字荒砥乙字須ノ場3153－70・3153－132（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）3153－71、3153－72、字立石3156－89から3156－92まで、3156－158、3156－178、3156－216、3156－218、3156－232、3156－234
- 2 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
イ 主伐は、択伐による。  
ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び白鷹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 山形県告示第794号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 7 年11月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
西置賜郡白鷹町大字佐野原字真木澤1224－ 1、1224－11
- 2 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
イ 主伐に係る伐採種は、定めない。  
ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び白鷹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 山形県告示第795号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和 7 年11月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 解除予定保安林の所在場所  
寒河江市大字幸生字岩井沢709－ 4 から709－ 6 まで、709－9、709－10、1539－ 7 から1539－ 9 まで、1541－ 4 から1541－ 6 まで
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 保安林解除の理由  
用排水路用地とするため

#### 山形県告示第796号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 3 において準用する同法第30条の 2 の規定により次のとおり保安林に係る指定施業要件を変更する予定である旨の通知をすべきところ、所有者の所在が不明であるので、同法第189条の規定により、その通知の内容を鶴岡市役所の掲示場に掲示した。

令和 7 年11月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
鶴岡市辻興屋字街ノ上503
  - (2) 森林所有者の氏名  
水口孫右エ門
  - (3) 通知の要旨  
令和 7 年 9 月 9 日付け県告示第644号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。  
なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鶴岡市辻興屋字街ノ上570

(2) 森林所有者の氏名

今野恭也

(3) 通知の要旨

令和7年9月9日付け県告示第644号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。

なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和7年11月14日

山形県病院事業管理者 阿 彦 忠 之

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

山形県立病院総合医療情報システムに係る画像・放射線関連システム構築等業務 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県病院事業局県立病院課DX推進担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3410

3 随意契約の相手方を決定した日 令和7年10月16日

4 随意契約の相手方の名称及び所在地

東北医療機器株式会社 山形市蔵王成沢422-2

5 随意契約に係る契約金額 659,621,600円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当